

S&P 日本新興株 100 指数 算出要領

目次

1. 指数算出用株式数及び IWF	2
(1) 株式数の管理	2
(2) IWF	2
2. 指数算出と採用株価	3
(1) 算出式	3
(2) 採用株価	3
(3) 構成銘柄のウェイト調整	3
3. 構成銘柄の管理	4
(1) 銘柄選定ルール及びプロセス	4
(2) 年次リバランス	4
(3) 市場鞍替えへの対応	5
(4) 破綻等による除外	5
(5) 合併・株式移転・株式交換等による除外の取扱い	5
4. ニュース・リリース	6
(1) ニュース・リリースの時期	6
(2) ニュース・リリースの雛型	6
5. Index Alert	6
参考資料	8
ニュース・リリース雛型	8

1. 指数算出用株式数及び IWF

(1) 株式数の管理

指数算出に使用する株式数は、上場株式数を使用する。上場株式数の増減に伴う指数算出用株式数の修正はクォーターリ・リバランス¹時に行う。

(2) IWF

浮動株修正係数（IWF：Investable Weight Factor）は、有価証券報告書等により公表される各企業の大株主リスト上位 10 位における個別株主の属性を判断して算出する。具体的算出方法は、大株主リストにおいて以下に該当する株主が所有する株式は「市場で流通していない株式」とみなし、その合計比率を 100% から控除することで IWF が求められる。

- ・ 銀行 / 信託銀行 (信託口・年金口を除く)
- ・ 保険会社
- ・ 親会社
- ・ グループ会社
- ・ 創業者
- ・ 投資ファンド (プライベート・エクイティ・ファンド等)
- ・ 二期以上にわたって所有株式数が変動していない株主等

IWF の修正・更新は、毎年一回、9 月のクォーターリ・リバランス時に行う。ただし、第三者割当等、明らかに浮動株に変動が生じる場合は、その都度、開示資料に基づいて修正する。

(参考) コーポレート・アクション別の株式数・IWF の処理参照表

事由	指数修正内容	修正期日	IWF	除数
株式分割	分割比率に応じて株式数を変更	権利落日の前営業日の取引終了後	変更なし	変更なし
公募	指数算出用株式数の増加	変更上場日の前営業日の取引終了後	変更なし	変更あり
第三者割当増資	指数算出用株式数の増加	変更上場日の 4 営業日後の取引終了後	変更あり ²	変更なし
自己株式の消却	株式数の減少	実施月の翌月末営業日の前営業日取引終了後	変更なし	変更あり
新株予約権、CB、優先株等の行使	株式数の増加	実施月の翌月末営業日の前営業日取引終了後	変更なし	変更あり
売出しを伴わない、優先株の株式転換	指数算出用株式数の増加	実施月の翌月末営業日の前営業日取引終了後	変更あり ³	変更なし

¹ 3、6、9、12 月の第三金曜日の取引終了後。

² 第三者割当の場合、株式数と IWF を同時に調整することでウェイトが変わらないよう取り扱う。

大株主リストの更新	-	9月のクォーター・リバランス時	3月末データに基づき	変更あり
-----------	---	-----------------	------------	------

* 修正期日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。ただし、新株予約権の行使等のように修正期日が事由発生の「翌月末」となっている場合は、前営業日に繰り上げる。

2. 指数算出と採用株価

(1) 算出式

S&P 日本新興株 100 指数は円建てとし、株価リターン (Price Return) 及びトータル・リターン (Total Return、配当込み指数) を算出する。S&P 日本新興株 100 指数は、以下の算出式に基づいて計算される。なお、時価総額算出に用いる指数算出用株式数は浮動株修正後の株式数 (上場株式数 × IWF) とする。

$$\text{株価指数値} = \frac{\text{算出時点の全構成銘柄の総時価総額}}{\text{基準日における時価総額 (除数)}} \times \text{基準値}$$

また、配当込み指数値 (TR) については、これに以下の配当金による修正を行う。

$$\text{新除数} = \text{旧除数} \times \frac{(\text{前営業日の時価総額} - \text{配当落の総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

なお、S&P 日本新興株 100 指数 (PR 及び TR) は、2000 年 9 月 14 日を基準日とし、同日指数終値を 1000 ポイントとする。

(2) 採用株価

時価総額算出のための株価は、以下の順位で採用する。

特別気配、約定値段、約定値段または特別気配がない場合は指数算出用基準値段 (新株落理論値段、前日以前で直近の特別気配値段、前日以前で直近の約定値段)

(3) 構成銘柄のウェイト調整

浮動株修正後の時価総額に基づく各構成銘柄のウェイトが 10% 以下である場合、調整は行われず、通常の時価総額ウェイトで指数算出される。しかし、もし一つ以上の構成銘柄が 10% 超のウェイトを持つ場合、以下のプロセスによってキャップが加えられる。なお、キャップによるウェイト調整は四半期リバランス時に行うこととし、四半期リバランス日の 5 営業日前の浮動株修正時価総額データに基づいて行う。

ステップ1:

³ 売出しを伴わない優先株の株式転換の場合、株式数と IWF を同時に調整することでウェイトが変わらないよう取り扱う。

各構成銘柄に初期時価総額（Initial Capitalization：IC）が与えられる。また、各銘柄の最大ウェイト（Maximum Weight：MW）が10%に設定される。構成銘柄ウェイトは以下の通り算出される。

$$\text{銘柄 } i \text{ のウェイト} = \frac{IC_i}{\sum_{i=1}^{100} (IC)_i}$$

ステップ2：

次に、各銘柄のICは以下の通り調整される。

もし銘柄 i のウェイト $> MW$ の場合
まず、 $IC_i = IC_{i, previous} - (5\% * IC_{i, previous})$

そうでない場合、 $IC_i = IC_{i, previous}$

ステップ3：

全銘柄について銘柄ウェイトがMWを下回れば、調整手続きは終了し、ステップ2におけるウェイトが指数算出に使用される。最終的に全銘柄のウェイトがMWを下回るまでステップ1と2が繰り返される。MWは、リバランス時における各銘柄の最大ウェイトを指す。市場環境によってはMWの数値を見直す可能性がある。

3. 構成銘柄の管理

(1) 銘柄選定ルール及びプロセス

- a. 毎年8月末時点において、日本の新興株市場であるジャスダック（ネオ含む）、マザーズ、ヘラクレス、セントレックス、アンビシャス、Q ボードの全上場銘柄を対象とする。
- b. 新興株市場を優先市場とする銘柄の中から、直近12ヶ月間の一日平均売買代金が約4千万円以下、また直近12ヶ月の売買成立日数が200日未満の銘柄を削除し、残りを「投資可能ユニバース」とする。
- c. 投資可能ユニバースの中から、原則として、浮動株修正時価総額上位100銘柄を対象とする。⁴
- d. 毎年9月第三金曜日取引終了後に年次リバランスをする。

(2) 年次リバランス

毎年8月末時点のデータに基づき、9月第三金曜日取引終了後に指数構成銘柄を更新する。指数採用銘柄が翌年8月末時点において、時価総額上位135位までに入っている場合、継続して採用する。135位未満の銘柄は除外し、原則として指数採用銘柄が100銘柄になるまで非採用銘柄で浮動株修正時価総額上位銘柄を採用する。

⁴東証一部等への鞍替え等の理由によって、指数構成銘柄数が100銘柄でない場合がある。

(3) 市場鞍替えへの対応

指数採用銘柄が、新興株市場以外の市場に鞍替えをする場合、当該銘柄は鞍替えから最初の四半期リバランス時に除外される。(追加銘柄はない。)なお、鞍替えとは、当該銘柄の主要市場が新興株市場以外の市場となることを指す。

鞍替え発生が翌四半期リバランス実施日の5営業日以内の場合、該当銘柄は翌々期に除外される。

(4) 破綻等による除外

民事再生手続きの開始や倒産等の経営破綻の場合、速やかに当該銘柄を除外する。

事由	指数修正内容	修正期日	除数
民事再生手続き開始、会社更生法適用申請等の企業破綻	当該銘柄の除外	原則として、当該銘柄について合理的売買が約定した日の翌営業日の取引終了後(制限値幅等の理由で売買が約定しない状況では、該当銘柄の除外は原則として行わない。)	変更あり

(5) 合併・株式移転・株式交換等による除外の取扱い

合併・株式移転・株式交換等の企業再編に伴う上場廃止に際しては、旧会社(被合併会社・消滅会社)を除外し、存続会社やそれに伴う新会社を原則として採用する。

事由	指数修正内容	修正期日	除数
- 合併 - 合併会社及び被合併会社が指数採用銘柄の場合	被合併会社の除外及び合併会社の株式数と IWF の修正 (注1)	合併期日の前営業日取引終了後	変更あり
- 合併 - 合併会社だけが指数採用銘柄の場合	合併会社の株式数の修正	株式数が5%以上変動する場合は変更上場日の前営業日取引終了後 5%以下の場合は次のクォーター・リバランス時	変更あり
- 合併 - 被合併会社だけが指数採用銘柄の場合	被合併会社の除外	合併期日の前営業日取引終了後	変更あり
- 株式移転による新会社設立 - 旧会社すべてが既に指数に採用されている場合	処理 1 : 旧会社すべての除外及び旧会社の指数算出用株式数での新会社の採用 (注)	新会社の取引開始日の前営業日取引終了後	変更あり
	処理 2 : 新会社の IWF の修正	新会社の取引開始日の取引終了後	変更あり

- 株式移転による新会社設立 - 旧会社一社のみが既に指数に採用されている場合	処理 1 : 旧会社の除外と旧会社の指数算出用株式数での新会社の採用 (注)	新会社の取引開始日の前営業日取引終了後	変更なし
	処理 2 : 新会社の株式数とIWFの修正	新会社の取引開始日の取引終了後	変更あり
- 株式移転による新会社設立 - 旧会社が二社以上既に指数に採用されている場合	処理 1 : 旧会社の除外及び旧会社の指数算出用株式数での新会社の採用 (注)	新会社の取引開始日の前営業日取引終了後	変更あり
	新会社の株式数とIWFの修正	新会社の取引開始日の取引終了後	変更あり

(注) 旧会社の上場廃止日から新会社の新規上場日までに該当銘柄が上場していない期間がある場合は、旧会社の最終修正時価総額を株価指数に反映させる。

尚、増加株式数が確定していない場合は、割当率により算出した数値を使用する。

4. ニュース・リリース

(1) ニュース・リリースの時期

株価指数の基礎情報に修正を加える場合、原則として、当該修正実施日の 5 営業日前の取引終了後に、弊社ホームページ (www.standardandpoors.co.jp) 及び「Index Alert」電子メール (以下参照) にて公表する。

(2) ニュース・リリースの雛型

添付参考資料参照。

5. Index Alert

Index Alert とは、弊社の株価指数の基礎情報及びその変更情報を提供するサービスである。Index Alert を通じ、ユーザーは FTP 経由で弊社のデータサーバーにユーザー固有の ID 及びパスワードでアクセスして必要な情報を入手することができる。(アクセスに際しては、ユーザー側で LAN 制御等の変更等が必要になる場合がある。) また、登録ユーザー向けにはメールでも変更情報が直接発信される。

#####

- Index Alert 概要 -

- a. データ・サーバーのアドレス
ftp://Sa2548:aS246@ftp-direct.standardandpoors.com/pub/
- b. データファイルの内容
データファイル名構成: yyyyymmdd_zzzzxxx
 - (i) xxxx : ファイル種類コード
 - .ICA: コーポレートアクション情報(ない場合はデータなし)
 - CLS.ICD: 当日取引終了時点でのインデックス構成銘柄詳細。国名、会社名、コード各種、株価、株式数、IWF、時価総額、修正時価総額、GICS 分類
 - ADJCLS.ICD: 翌日取引から使用されるインデックス構成銘柄詳細。国名、会社名、コード各種、株価、株式数、IWF、時価総額、修正時価総額、GICS 分類
 - .ICL: 指数値終値(配当なし、配当込み)、除数
 - (ii) 更新時間 : 毎営業日午後 4 時 30 分から 5 時 30 分の間

参考資料

ニュース・リリース雛型

スタンダード&プアーズ
インデックス・サービス

XXXX年XX月XX日

S&P 日本新興株 100 指数の除外及び追加

S&P インデックス・サービスは、XXXX年XX月XX日(X)取引終了後、S&P 日本新興株 100 指数の構成銘柄の除外と追加を以下の通り実施する。

1. S&P 日本新興株 100 指数に関する除外・追加

- ABC(コード:)を除外し、XYZ(コード:)を追加する。

2. 追加銘柄詳細

XYZ の指数算出用株式数は(直近上場株式数挿入)。IWF は(小数点表示、小数点以下第三位四捨五入)。